

令和4年度「神戸市住宅改修助成事業・住宅改修資金貸付制度・高齢者及び障害者居室等改修資金貸付制度」業務委託 質問回答

【質問1】

業務委託仕様書（5）委託業務の内容②に「建築関係職種（一級建築士等）」の記載があるが、一級建築士等の「等」は、どの資格まで認めるのでしょうか。

【回答1】

原則は一級建築士になります。一級建築士の指示のもと二級建築士が業務を行うことは可能ですが一級建築士が不在の場合は認められません。（他の記載部分も同様です。）

【質問2】

企画提案書指定様式（表紙）に「提案書はA4縦書きで記述してください。」と記載があるがA4用紙に横書きでもいいのか。

【回答2】

A4用紙を縦で使用してくださいという意味でした。横書きで記入いただいても構いません。

【質問3】

業務委託実施要領 8. 提出書類②に「提案内容を20ページ程度にまとめること」とあるが多少増減してもいいのか。

【回答3】

内容がまとまっていれば構いません。

【質問4】

(オ) 委託料の見直しですが、ここにはどこまでの数字を書いてもいいのでしょうか。(見積額調書及びその明細書は厳封することとなっているので)

【回答4】

見直しの考え方やどの程度の効果があるというようなものがわかるように記載してください。詳細な金額については不要です。

【質問5】

実施要領 8. 提出書類にある事業者概要について最新(令和2年度)が提出できない場合、前年度分でも構わないか。

【回答 5】

構いません。